

手当・年金などのこと

7 厚生年金(遺族厚生年金)

厚生年金に加入していた人が亡くなったとき等、その人によって生計を維持されていた配偶者や子などの遺族に支給されます。

子のある配偶者または子には、遺族基礎年金も併せて支給されます。夫、父母、祖父母が受ける場合は、死亡時において55歳以上であることが条件で、支給開始は60歳からになります。

ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、55歳から60歳までの間も支給されます。

※夫の死亡時に30歳未満で子を養育していない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。

※子などに対する支給は、18歳になった後の最初の年度末まで、もしくは20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある場合に対象となります。

支給要件

原則として次のいずれかに該当するときにその遺族に支給されます。

- ①厚生年金に加入中の人が死亡したとき。
- ②厚生年金の加入期間中に初診日のある病気やけがによって、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③障害厚生年金(1級・2級)を受けている人が死亡したとき。
- ④老齢厚生年金を受けているか、受けられる人が死亡したとき。

ただし、上記①または②に該当するときは、所定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
年金事務所又は、街角の年金相談センター北九州(48ページ)へ
『年金を受けている方、年金請求などのご相談』
(ねんきんダイヤル) **0570-05-1165**
※IP電話・PHSからは**03-6700-1165**
○月～金曜日 午前8:30～午後5:15
○第二土曜日 午前9:30～午後4:00
ただし、月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで受付時間を延長

8 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由などにより入院助産を受けることができない妊産婦が入所して助産を受けるための施設で、市内3か所の病院に設置しています。

利用にあたっては所得制限があるほか、所得等に応じた費用の負担があります。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

しらのしのこと

- 1 生活保護
- 2 北九州市生活困窮者自立支援事業
- 3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- 4 日常生活支援事業
- 5 休養ホーム利用補助
- 6 ふれあい事業
- 7 ひとり親家庭等交流推進事業



くらしのこと

1 生活保護

資産、能力、他の給付制度等を活用してもなお生活に困窮するときは、その程度に応じて必要な保護を受けることができます。生活保護は厚生労働大臣の定める最低生活費の基準とその世帯の収入を比較して、不足する額について支給するものです。

生活保護には8つの扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)があります。

生活保護についての詳しいことやご相談は、あなたの住所地の**区役所保護課相談担当**(47ページ) 又はお近くの**民生委員**におたずねください。

2 北九州市生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、「生活困窮者自立支援法」に基づき、ご本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体勢を構築する「北九州市生活困窮者自立支援事業」を実施します。

概要

事業名	概要
自立相談支援事業	生活困窮者の課題の把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくり等を実施します。
住居確保給付金	離職・廃業後2年以内または休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方を対象に、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を実施します。
就労準備支援事業	一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を実施します。
家計改善支援事業	家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等の支援を実施します。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所保健福祉課「いのちをつなぐネットワーク」コーナー
(47ページ)へ



3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭、寡婦の生活安定とその扶養する児童(子)の福祉を図るため、無利子又は低利で各種資金の貸し付けを行っています。

貸付対象

母子福祉資金・父子福祉資金

◎母子家庭の母、父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人、又は児童本人

◎父母のいない20歳未満の児童

寡婦福祉資金

◎かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある人、又はその扶養にある子

◎子を扶養していない配偶者のない40歳以上の女子
(所得制限があります)

上記の方でも、貸付対象とならない場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

※貸付には、申込みの前に事前の相談が必要となります。

※修学資金等については、他の奨学金(日本学生支援機構や北九州市奨学金等)との重複貸付はできません。

貸付金の種類

貸付金の種類、限度額などは次表のとおりです。

申請の受付時期

随時受付をしています。新入学生の修学資金は例年2月から受付をしています。進学先が早期に決まる場合(推薦入学等)は事前にお問い合わせください。

連帯保証人

貸付金の種類により、取り扱いが異なります。詳しくは、お問い合わせください。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の
子ども・家庭相談員に、よくご相談ください。



くらしのこと

母子・父子・寡婦福祉資金一覧

(令和3年4月1日現在)

貸付金の種類	利子	貸付限度額	資金の説明
事業開始資金	年1.0%	(個人) 3,030,000円 (団体) 4,560,000円	事業を開始するのに必要な経費
事業継続資金	年1.0%	1,520,000円	現在営んでいる事業を継続するのに必要な経費
修学資金	無利子	下表参照	児童(子)が高校・大学・大学院・専修学校等に就学するために必要な経費

学校種別		月額(円)	学校種別		月額(円)
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学 自宅外通学 27,000 34,500	短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学 自宅外通学 67,500 96,500
	私立	自宅通学 自宅外通学 45,000 52,500		私立	自宅通学 自宅外通学 93,500 131,000
高等専門 学校	国公立	自宅通学 自宅外通学 31,500 33,750	大学	国公立	自宅通学 自宅外通学 71,000 103,500
	私立	自宅通学 自宅外通学 48,000 52,500		私立	自宅通学 自宅外通学 108,500 146,000
			大学院	修士課程	132,000
				博士課程	183,000

※この表は、貸付対象の一部を表しています。

技能習得資金	年1.0%	月額 68,000円 (運転免許 460,000円)	事業を開始し、又は就職する際に必要な知識を習得するために必要な経費、高等学校への修学及び入学に必要な経費
修業資金	無利子	月額 68,000円 特別 460,000円	児童(子)が事業開始や就職する際に必要な知識技能を習得するために必要な経費
就職支度資金	年1.0% (無利子)	100,000円 特別 330,000円	配偶者のいない女子、又は児童(子)が就職する際に必要な経費、通勤用自動車購入費用経費
医療介護資金	年1.0%	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	配偶者のいない女子、又は児童(子)が医療を受ける際に必要な経費、又は、配偶者のいない女子が介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金
生活資金	年1.0%	月額 105,000円 技能習得期間 月額 141,000円 一部月額 69,000円	技能習得中、失業期間中、医療もしくは介護を受けている間、又は配偶者のいない女子となって7年未満の不安定な母子家庭が生活を安定・維持するのに必要な経費
住宅資金	年1.0%	1,500,000円 特別 2,000,000円	現に居住し、原則として所有する住宅を補修・改築・増築、又は居住するために建設・購入するのに必要な経費
転宅資金	年1.0%	260,000円	住居を移転する際に必要な経費
就学支度資金	無利子	下表参照	児童(子)が小・中学校、高校・高専(専修学校高等課程・一般課程)、短期大学(専修学校専門課程)・大学・大学院及び修業施設に入学するために必要な経費

		自宅(円)	自宅外(円)			自宅(円)	自宅外(円)
高等学校・ 高等専門学校	国公立	150,000	160,000	大学・短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	410,000	420,000
	私立	410,000	420,000		私立	580,000	590,000
専修学校 (高等課程)				大学院	国公立	380,000	
					私立	590,000	

※この表は、貸付対象の一部を表しています。

結婚資金	年1.0%	300,000円	児童(子)の婚姻(孫を含む。)に際し必要な経費
------	-------	----------	-------------------------

※連帯保証人を立てた場合、年1.0%の利子が無利子となります。
※この一覧表は、貸付金の概要を表しています。詳しくは上記の問い合わせ先でご相談ください。

4 日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父、若しくはその家庭の児童又は寡婦が、一時的な疾病などのため日常生活でお困りのとき、又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているときなどに育児や食事の世話などのお手伝いをする家庭生活支援員を派遣する制度です(所得に応じた経費負担があります。)

こんな時に子どもの食事や身の回りの世話ができます。

- 残業や休日出勤
- 技能習得のための通学
- 就職活動
- 冠婚葬祭
- 子どもがケガや病気で通学・通園出来ない場合

こんな時に住居の掃除や生活必需品の買い物などのお手伝いをするができます。

- 一時的なケガや病気

※但し、高熱や感染症などで利用が出来ない場合があります。

◆派遣日数◆

1事につき原則10回を限度とします。
乳幼児又は小学校に就学する児童を養育していて、残業や出張など就業上の理由により、帰宅が遅くなる場合は、日数の制限はありません。

◆登録申請先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ
※利用するためには事前に登録が必要です。

5 休養ホーム利用補助

母子家庭、父子家庭及び寡婦のみなさんのレクリエーションと休養のため、国民宿舎など3か所を母子家庭等休養ホームに指定し、宿泊料金の一部(1人につき中学生以上3,500円、小学生2,800円が限度)を補助します。(年1回を限度)(小学生未満は対象外)

■指定施設

	指定施設名	所在地	電話
市内	かんぼの宿北九州	若松区大字有毛	741-1335
市外	秋穂(あいお)荘	山口県山口市秋穂東	083-984-2201
	休暇村志賀島	福岡市東区	092-603-6631

■利用方法

指定施設へ予約のうえ、下記へ申請を行ってください。

◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ